史跡出雲国府跡

環境整備報告書

150年3月

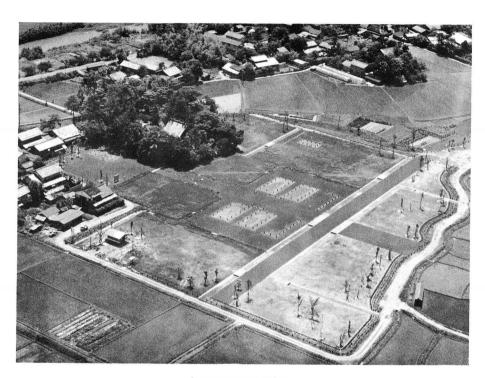
教育委員会

史跡出雲国府跡

環境整備報告書

昭和50年3月

島根県教育委員会



出雲国庁跡鳥瞰 (毎日新聞社提供)

凡

- 1 本書は島根県教育委員会が国庫補助金を得て八雲立つ風土記の丘設置事業の一環として行った史跡出雲国府跡整備事業のうち出雲国庁跡の整備に関する事業報告書である。
- 2 本事業は松江市教育委員会が昭和43年から3年にわたって実施した発掘調査の 結果をもとに、奈良国立文化財研究所において環境整備の基本設計書を作成し、昭和 47年度から工事に着手し昭和49年度に完了したものである。
 - 3 本書の作成にあたっては下記の者が分担執筆し、それぞれ文末に文責を示した。

奈良国立文化財研究所 計測修景調查室長 牛川 喜 幸

奈良国立文化財研究所 技官 田中哲雄

島根県教育庁文化課 主事 勝部 昭

国 学 院 大 学 学 生 松 本 岩 雄

整備状況の写真は佃幹雄・出土遺物は松本岩雄が撮影した。本文の挿入写真は勝部 昭・十和建設撮影にかかるものである。

掲載図面、挿図の浄書は高瀬要一、松本岩雄が担当した。このほか遺物の整理にあ たっては菅井寿則・井上由里・吉野百合子の諸氏の協力を得た。

全般の編集は、田中哲雄・前島己基の協力を得て勝部昭がおこなった。

目 次

	発刊にあたって	•••••	1
I	史 跡 の 概 要	•••••	2
	1 位置と環境	•••••	2
	2 出雲国庁の歴史	•••••	3
I	環 境 整 備	•••••	5
	1 環境整備の概要		5
	2 環境整備の計画		5
	3 細 部 の 計 画		8
	4 工 事 の 経 過		11
II	整 備 事業に伴う調査		13
	1 経 過		13
	2 検出された遺構	•••••	13
	3 出土遺物		14
IV	今後の問題点	•••••	18
	付 出雲国庁跡環境整備事業年度別経費収支一覧表		19

插 図 目 次

第1図	出雲国府の位置	2
第2図	出雲国庁跡周辺の地形	2
第3図	史跡出雲国府跡	4
第4図	出雲国庁跡推定復原図	6
第5図	東西素堀溝の工事状況	9
第6図	政庁後殿の丹土塗り柱の埋設	9
第7図	柵列の工事状況	10
第8図	整備工事状況	11
第9図	北側東西素堀溝内遺構実測図	13
第10図	遺構検出状況	14
第11図	須恵器実測図	15
第12図	土師器・瓦・和鏡実測図	16
第13図	へう描・印刻土器拓影	17

図 面・図 版 目 次

凶 1 均	^{東境整備全体計画図}	图 7	J溝(会所)
oxtimes 2 . A	A建物(政庁後殿)	図8	コンクリート橋
⊠ 3 F	3建物(後方官衙)	図 9	J 溝(玉石溝)
図4 F	·建物 (雑舎)	図10	I 溝(素掘溝)
図5 才	大橋	図11	H溝(玉石溝)
図6 想	豆石橋	図12 7	柱とその埋設
図版 I	整備全景	図版Ⅷ	大溝·玉石溝
図版Ⅱ	政庁後殿	図版Ⅷ	橋·標示板·説明板
図版Ⅲ	後方官衙	図版IX	説明板・案内板
図版IV	柵1・柵2	図版 X	道路•植栽
図版V	雑舎・築地	図版XI	須恵器
図版VI	政庁後殿詳細・後方官衙建物詳細・会所	図版XII	墨書土器・瓦など

発刊にあたって

島根県立八雲立つ風土記の丘建設事業に着手したのは昭和43年のことで、昭和47年9月には 風土記の丘センターの完成をみたのであります。

この風土記の丘地内の主要史跡の1つであります出雲国庁跡は長らくその所在がはっきりしておりませんでしたが、幸いにも3カ年にわたる発掘調査によりその主要部分が解明されました。むろん、末調査の部分もありますが、調査成果をもとに昭和47年度から3カ年で、環境整備事業を行い、このたびその完成をみる運びとなりました。

これまでに国庁跡としては、 周防・ 近江・美作・ 因幡・ 和泉国庁跡等が知られておりますが、 これの環境整備を行ったのは全国でも出雲国庁跡が初めてのことであります。

ここにこれまでの経過と事業の内容を報告し、今後こうした事業を実施される場合の参考に 供したいと存じます。

なお、この整備事業にあたっては、文化庁・奈良国立文化財研究所および工事を施行された 島根県土木部・島根県土地開発公社・十和建設株式会社並びに地元関係者から終始温いご指導 と多大なご協力を賜わりました。

この小冊子を刊行するにあたり、関係各位に対し、深甚なる謝意を申しあげると共に今後少 しでも多くの方々にこの国庁跡を訪ねていただき古代を偲ぶよすがとしていただくようお願い 申し上げる次第であります。

昭和50年3月

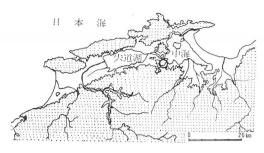
島根県教育委員会教育長

大久保 正 厚

I 史跡の概要

1 位置と環境

出雲国庁跡は島根県の東部、県都松江市の東南郊 6 kmのところに広がる東西 4 km、南北 1 km

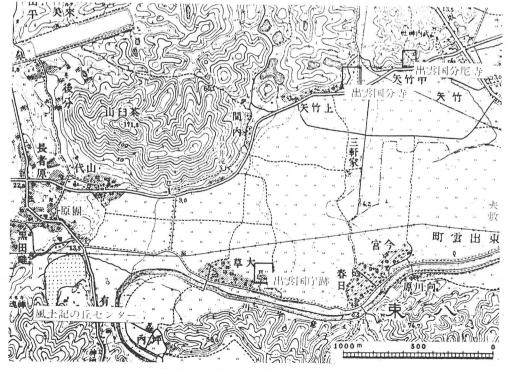


第1図 出雲国府の位置 (○印)

の意字平野の中にあり、その所在する地籍は松江市大草町508番地ほかである。 この平野は八東郡八雲村の標高 610m の天狗山を源とし、中海に注ぐ全長27kmの意字川がつくる沖積平野である。意字川の河口付近には毎年冬期になるとオオハクチョウが数百羽飛来し、自然環境に恵まれたまほろばである。

出雲国庁跡はこの意宇平野のほぼ中央南寄りに位置し、国府総社であった六所神社を含む一帯がその跡である。

平野の三方は丘陵で囲まれており、そのうち最も高い茶臼山(標高171.3m) は『出雲国風土記』に神名樋野と記された神聖な山である。また、平野の縁辺には縄文・弥生時代遺跡や夥しい数の古墳や横穴が密集し、さらに出雲国分寺跡、同尼寺跡もあって出雲地方では最も古代遺跡が顕著にみられる地域である。



第2図 出雲国庁跡周辺の地形

2 出雲国庁の歴史

大宝元年 (701) に制定された 大宝律令は、天皇を中心とする統一国家の完成を目指すもので、中央に行政の中枢機関となる二官八省を置き、地方を国・郡(以前は評)・郷(以前は里)に分けて、国には国司、郡には郡司をおき、これらに地方行政を行なわせようとするものであった。そして、出雲・石見・隠岐等60数カ国の諸国には地方行政の中心となる国府が置かれ、その中に国庁と呼ばれる中核的な建物群が建てられ、そこで国司による地方行政の政務が執られた。

出雲国は令制で大・上・中・下国の四等級に区分するうちの上国に属する。国司の定員は守・介・掾・目各1名と史生3名(後に4名)で、その任期は6年(後4年)であった。国守として出雲国に赴任した人で最初に文献にみえるのは、和銅元年(708)3月任の忌部子首である。このほ

出雲国庁関係略年表

- 大化2(646) 大化改新の詔 国郡里が設けられる。
- ・大宝元 (701) 大宝令 評を郡に改める
- ・和銅元 (708) 忌部子首 出雲国守に任ぜられる
- ・天平 5 (733) 出雲国風土記できる「又西廿一里 至国庁意字郡家」
- ・天平宝字元 (757) 国司に目一人を加える
- ・延歴17 (798) 国造郡領の兼帯を禁じられる
- ・承平年中(931-931) 和名抄に「出雲国国府在意宇 郡行程上十五日下九日」とみえる
- 文治 5 (1189) 藤原朝経出雲国守重任

やがて 出雲国庁廃絶する

- ・大正12(1923) 野津左馬之助出雲国庁出雲郷上 夫敷説
- ・昭和18 (1943) 銅印「春」を発見採集
- ・昭和28 (1953) 朝山晧 出雲国庁大草部落西端説
- ・昭和31(1956) 石田茂作 出雲国庁竹矢三軒家 説
- ・昭和37 (1962) 恩田清 大草村検地帳から「こくてう」という地名を発見
- · 昭和43~45 (1968~70)

松江市教育委員会発掘調查

• 昭和46年12月13日(1966)

出雲国府跡 国指定史跡となる

- 昭和46 (1966) 国庁跡地土地買上げ
- 昭48~昭50(1973~75) 国庁跡環境整備事業

か聖武天皇の寵臣といわれる石川年足(天平7年任)や万葉の歌人門部王(天平年間任)等、 記録には83名の守が見える。

ところで、出雲国庁は天平 5 年 (733) 勘造の『出雲国風土記』に 「自国東堺去 西 廿 里 一 百八十歩至野城橋 長州丈七尺広二丈六尺 飯梨河 又西廿一里至国庁意宇郡家北十字街即分為二 道一正西道………… (以下略)」と記されている。これについて地名などの考証から出雲国庁の所在地は長い間、意宇川畔の八東郡東出雲町大字出雲郷字上夫敷にあったと考えられてきた。

しかし、その後『出雲国風土記』の再検討によって朝山晧氏が大草部落西端説、石田茂作氏が竹矢町三軒屋説等を発表され、さらに昭和37年には恩田清氏が寛文 4 年の大草 村 検 地 帳に「こくてう」という地名のあることを発見され、それが六所神社付近の一画を指す と こ ろ から、このあたりが国庁跡として有力視されるようになった。

昭和40年代に入って意宇平野にも都市化の波が押し寄せてきたため松江市教育委員会では昭和43年から昭和45年にかけて延べ約139日間を費して国庁跡の有力な候補地である六所神社付近の発掘調査を実施した。調査に着手した昭和43年は、折しもこの年の10月八雲立つ風土記の丘設置構想が庁議決定された年であり、まさに時宜を得た調査というべきであった。

調査の結果、古墳時代から中世にわたる各種の排水溝、堀立柱建物群などが発見され、それ

らはまさに官衙というにふさわしい内容と規格性・規模を具備したものであった。また、調査によって発見された木簡、墨書土器、硯、多数の土師器、須恵器等は大規模な食膳形態や文書業務活動を物語るものであって、出雲国庁跡の片鱗にふれるものであった。

このあたりは出雲国庁が作られる以前、古墳時代の集落があったところである。そしてそのあと土地の利を得てここに国府が置かれ、国庁を構成する多数の堀立柱建物や排水溝がつくられた。発掘によって明らかにされた堀立柱建物群は6期にわたる建て替えがあり、その初現は大宝以前にさかのぼり、終末は9世紀におよんでいる。このうち奈良時代末のC期には主要建物の一部に瓦葺きの建物が存在していたと推定されている。

出雲国庁がいつごろまで存続したのかは定かでないが、文献の上では文治5年(1189)に藤原朝経が出雲守に任じられ、また中世の千家,北島、秋上文書等によると、中世前期のころには国庁は国衙と呼ばれ、国司は京に在り、その留守所としての国衙には在庁官人が勤仕していたことが知られる。しかし、中世も後期になると留守所としての機能も失なわれ、わずかにその所領を守る者が在るにすぎなくなる。そしてついに寛文4年(1664)の大草村検地帳に地名として「こくてう 中畠壱畝廿七歩」と載る以後は、記録も全くとだえてしまう。

(勝部)



第3図 史 跡 出 雲 国 府 跡

Ⅱ 環 境 整 備

1 環境整備の概要

国の史跡環境整備事業は昭和40年度からはじめられたが、それの意図するところは、遺構の保存を図りつつ、史跡全体をそれにふさわしい形で整備し、国民一般の活用に供することができるようにすることであろう。史跡を整備するにあたり、史跡の位置する自然・人文環境を充分理解し、また遺構の性格、状態を充分認識して、整備方針を決める必要がある。

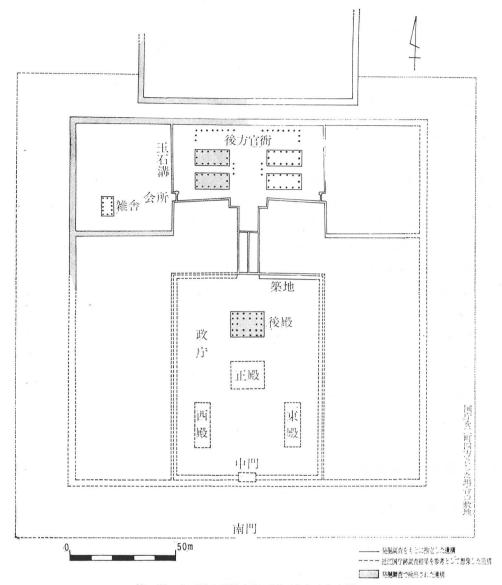
出雲国庁跡は意宇平野のほぼ中央に位置し、国庁跡を包囲するような形で先史時代から歴史時代に至る多くの遺跡が存在している。これらの遺跡を群として整備する風土記の丘構想が昭和43年に作成され、その一環として国庁の整備が計画された。既に昭和46年には出雲国分寺の、昭和48年には岡田山古墳の西に続く丘陵に風土記の丘センターの環境整備事業が、それぞれ竣工した。

国庁は、南面を六所神社及び民家で制限されるが、他は水田に囲まれ、特に北面は条里遺構(昭和46年整備工事済)の残る水田が広がっている。昭和43~昭和45年の発掘調査の結果、外郭の濠と内部を画する溝、及び舎屋、倉庫、政庁の後殿などが判明した。検出した柱穴、素掘溝などの遺構を露出展示することは、保存技術の面で未解決な問題が多く、遺構を埋め戻して、盛土し、上部で各遺構を理解しやすい形に造形表示すべく、下記のような基本方針を立てた。

2 環境整備の計画

(1) 計画概要

- ① 主入口は本来南面と推定されるが、南面は現在、民家が密集しており、やむなく北とする。
- ② 遺構を保護するため、遺跡全体に約30㎝盛土する。
- ③ 低灌木帯(巾約3m)で遺跡をかこみ、境界とする。
- ④ 遺跡を表示する際の時期は、発掘調査の結果、国庁として最も整ったと考えられる奈良時代末期のC期とする。(出雲国庁跡発掘調査概報)
- ⑤ その際、建築遺構は他より20cm高くし、柱位置には、柱(ヒノキャリガンナ仕上げ、防 腐処理)を立てる。ただし柱の地上に出る長さは50cm程度とする。
- ⑥ 柵も上記と同様の工法による。ただし、直径については、ともに推定復原寸法による。
- ⑦ 石敷溝は、発掘調査で検出した遺構によく似た石材を用い、遺構にできるだけ忠実に復 原する。
- ⑧ 素掘溝も同様、盛土の上面に造成するが、その際、幅員及び深さは推定寸法による。



第4図 出雲国庁跡推定復原図(奈良時代末期)

法面及び溝底は、ソイルセメント仕上げとする。石敷溝、素掘溝ともに遺跡外から導水して、水を流すこととする。

- ⑨ 素掘溝には利用者に便利なように、遺構とは関係なく、7カ所橋を造成する。
- ⑩ 遺構北面中央を主入口とし、南下して後殿に至る部分と、後方官衙の間、及び東西にのびる空地を砂利敷とし、それ以外は張芝とする。
- ⑪ 北西隅は砂利敷広場とし、一部駐車エリアにあてる。
- ⑫ 未調査地区は、盛土張芝を原則とし、できるだけ空地にするが、修景上または夏期における利用を勘案して、常緑、落葉樹あわせて約100本の高木を植栽する。

(2) 工事仕様書

共通事項(略)

地形造成事項

- ① 土工事、道路工事、溝工事、石工事いずれも計画図により、係員と協議のうえ 縄張り し、その承認を受けてから施工する。
- ② 地ならし土工事は縄張りにならい、仮設材により必要事項を記入した水杭を立て、工事中は定期的に検査しながら施工する。
- ③ 盛土は、切取り場から運ぶ良土によって行ない、約0.3mの盛土ごとにつき固め、これ 未満で基準面になる時は、かき起しを加えて固め盛土する。全面必要に応じて、なじみ起 しし、良土まき、地ならし、石のぞき、水取り勾配などを指定通りに行なう。
- ④ 地形は、遺形にならい盛土や切取りの後に行ない、さらに良土で衣土被いし、このため 地形にはローラー曳きと小むら直しを反復する。
- ⑤ 建物、柵の柱位置に設置する円柱は、掘立柱を現寸にて模式的に復原したものである。 材料はヒノキで表面ヤリガンナ仕上げ(A建物のみ丹土塗り)とし、直径30cm、長さ120 cm、そのうち80cmを地上に露出させ、40cmを埋め込むものとする。
- ⑥ 木橋は、クリ丸太により指定の寸法にて施工する。前記円柱とクリ丸太は、ともにキシ ラモンーヘルに2昼夜浸漬処理を行なうものとする。

植栽事項

- ① 植栽工事の全般については、縄張り等係員とよく打合わせ、必要により土質改良や施肥を行なう。
- ② 植栽されたものの保証期間は竣工後6カ月とし、施工側に関係する損傷は施工者が責任をもち、同程度の新品を入れる。ただし、移植樹木や支給材料については、別に協議してきめる。
- ③ 樹木は指定の寸法をもち、姿が良くて枝葉が密生し、病虫害がなくて発育良好な栽培品かこれに準ずるものとする。
- 働木は、品質検査を受けて工事に使用するが、この検査寸法には徒長枝を含まない。
- ⑤ 鉢の大きさは、常緑樹では根本直径の7倍以上を直径とする鉢を掘取ってから、所定の 大きさにけずり仕上げるもので、移動には繩巻きなどで鉢をしばることとする。
- ⑥ 養生材料の丸太は、杉か檜の皮はぎ幹丸太とし、竹、シュロ縄などいずれも新品とし、 客土には肥えた土壌の畑土を承認を受けて用いる。
- ⑦ 植栽の植穴は、鉢土直径の1.5倍以上の直径で、深さは鉢土と等しく掘り、底を耕した 上に畑土を入れて植栽し、立入れ後の木は根廻りに畑土を入れて、水により土を根廻りに

よく流させ、土をつき入れて水ぎめとし、水鉢をきる。

- ⑧ 独立木の支柱は3本支柱とし、支柱取付けの高さは樹高の % を標準としてわり縄をかけ、防腐剤処理などを支柱に行なう。植付け後は、ふところ枝、からみ枝の切りすかし等必要な手入れを行なう。
- ⑨ 建物基壇の芝は中芝を用い、根の茂りや緊密の度合が良く、雑草が混入せず、くされやかわきのないものとする。芝片は短片0.15mのものを標準とし、面積量は芝坪でなく実面積量とする。
- ⑩ 基壇以外の芝生造成は、播種により行う。バーミューダーグラス類、レッドトップ、ベントグラス類の2種類の混植とする。それぞれ $100\sim150\,g\,/m^2$ 、肥料 $750\,g\,/10m^2$ (ただし、N:P:K=7:7:7%混入の化成肥料)と砂を混ぜてフルイにて手まきし、厚薄のないよう $1\,cm$ 程度に目土を施す。種子は純度高く保証のあるものとする。

3 細部計画

(1) 整 地 工 事

国庁跡の地形は、西より東へ行くにしたがい低くなっており、東端の田はとくに低い。そこで、東西方向の地形造成は東端の田のみ盛土量が多くなるが、ほぼ現在の地形にならい、若干の切盛土を行なった。ただ、切土については、植栽工・溝工などで遺構面が破壊されないよう 畦畔を若干削るにとどめ、盛土を主体とした。南北方向の勾配は、現在北の方が若干低くなるが、復原する溝への排水勾配がとれるよう、盛土して整形した。

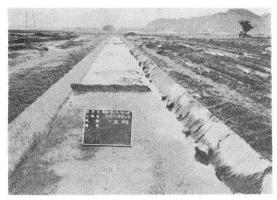
(2) 道路・駐車場

遺跡への導入路、また、南側民家の通行路として、遺跡北辺に幅員 4m、延長 135m の道路を、東辺に幅員 2.5m、延長 225m の道路をそれぞれ新設した。道路は、山土(厚10cm)、栗石(厚25cm)、クラッシャーラン(厚15cm)の砂利舗装とした。 また、主入口となる遺跡西北隅に、道路に接して駐車場を設けた。駐車場は、砂利舗装で面積 $800m^2$ 、バスなら 8 台、乗用車 16台の収容能力を持つ。

(3) 排 水 溝

溝の東西方向の勾配は、地形に準じ西から 東へ流れるようにとったが、南北方向については、周辺の水路からの取水・排水を考慮し、また、遺跡内の溝に常に滞水できるよう、各溝の勾配を決定した。溝の構造は、遺構にならって、玉石溝、素掘溝の表現を下記のように行なった。

⑦ 玉石溝:玉石溝には2種類あり、(a)側石、底石共玉石を用いるものと(図一9)、(b)側石のみ玉石を用いるものである。(図一11)。ともに、側石は、遺構の石積に準じ玉石を立てる形で、裏込めモルタルが表面の目地にでないよう、空目地仕上げ風に注意して施工した。また、(b)の溝底のモルタル面を消すため、表面は細砂利まぶし仕上げとした。



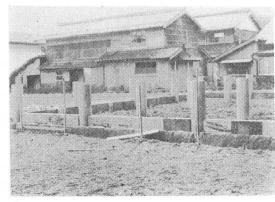
第5図 東西素堀溝の工事状況

① 素掘溝(図―10):素掘溝の表現は、耐久性、管理上の問題を考慮して、ソイルセメントを使用した。ソイルセメントの混合比は、現地でセメント:砂の配合比、また壁土、スサの配合などの検討を加え、特に色調の問題で、次のように配合比を決定した。ホワイトセメント2:真砂土10の容積比とし、補強、亀裂防止のため良質の真砂土を選び、水はかた練り程度に入れる。また、ソイルセメント溝の厚さは、耐久性を考慮して30cmとし、表面の滑面を消すようはつり仕上げとした。なお、遺構と関係のない排水溝(神社北側法すそ)は、U型溝を使用した。

(4) 橋

道路から駐車場に導入するため、コンクリート橋を2カ所、遺構の中央通り、政庁から後方 官衙に渡る2本の東西溝に3カ所の板石橋を、その他利用の便を考えて、16カ所の木橋をそれ ぞれ設置した。

② コンクリート橋(図-8): バスの乗入れを考慮して、010m0鉄筋コンクリート橋を 2 カ所設置した。



第6図 政庁後殿の丹土塗り柱の埋設

- 板石橋(図-6):玉石の上に厚12 cmの板石を乗せ、モルタルで充填し、板石の上面をG・Lに合わせた。
- (ウ) 木橋 (図-5): 防腐処理した丸太 (末口 ϕ 10~12) を溝に渡し、上面は 土で被覆した。

(5) 建物(図-2.3.4)

建物跡の表示としては、20cmの盛土を 行ない、柱位置に柱を立て、それ以外は



第7図 柵列の工事状況

張芝とした。法すそには土留をかねて割石を回した。 また、身舎、庇の部分を明確にするため、柱通りに凝 灰岩(地元産の来待石)を回した。凝灰岩界線は、開 口部と推定される東西棟では南面中央1間、南北棟で は東面中央2間の界線を省いた。

(6) 柵

建物同様柱位置に柱を立て、 柵列を 明確に するため、柱間を凝灰岩界線でつないだ。

(7) 柱(図-12)

発掘調査で検出した柱根の材質はヒノキで、径30cmであった。新しい柱の材料には台檜を選び、径30cm、

長さ $1 \, m20 \, cm$ で $40 \, cm$ 地中に埋め込み、厚さ $20 \, cm$ 、 $1 \, m$ 四方のコンクリート基礎を設けた。コンクリート基礎に柱を $5 \, cm$ 埋め込み、柱の当たり部分から四方に、巾 $10 \, cm$ の水切り溝を設けた。また、柱は、キシラモンーヘルを含浸させて防腐処理し、表面ヤリガンナ仕上げとして、政庁の建物だけ、他の建物と区別する意味で丹土塗りとした。

(8) 植 裁

遺跡指定地の明確化と遺跡環境保護の目的で、東辺、北辺に巾3 mの灌木帯 (トベラ・サツキ・ツツジなど混植)を設けた。また、遺構の希薄な遺跡周辺に、喬木を緑陰、修景を兼ねて配植した。樹種は、文献・資料より奈良時代自生のものに限定した。

(9) 囲 柵

導入箇所の限定と灌木植栽帯の保護の目的で、囲柵を各辺に設けた。囲柵は、径20cmの焼丸 太にシュロ繩を2列通す簡素なデザインとした。

(10) 舗 装

遺跡内のペーブ舗装は、政庁、及び溝で囲まれた後方官衙ブロックと、南面、東西面からの 導入路を砂利敷とし、それ以外は全て**播**種芝とした。

(11) 案内板・説明板

案内板・説明板は地上高さ275cm、幅230cmのコンクリート枠にアクリル板を用いてそれぞれ 1基構築し、見学者の参考に供した。案内板は政庁の築地近辺に設け、現地形に出雲国庁跡推 定復原図を表わし、整備部分はカラーアクリル板を貼り合わせて立体感をもたせた。説明板は 駐車場に近いところにおき、史跡指定地の図と出雲国府跡に関する説明をした。

(牛川・田中)

4. 工事の経過

昭和46年度に買上げた土地 (10480m²) を対象として 3 カ年計画で出雲国庁跡の環境整備をすることとなった。 (年度別収支一覧表参照)

昭和47年6月には奈良国立文化財研究所で基本設計書が出来あがった。当初、昭和47年11月1日に着工し、昭和48年3月末には工事を完了する予定であった。しかし、現地の状況を考慮して一部設計を変更し、それをもとに実施設計を行ったために相当の日数を費した。加えて昭和47年7月にはこの地方に未曽有の豪雨があり土木技術者が不足したこと等の事情で、昭和48年3月4日に着工することとなり、この年度分の工事を終わることが出来ず、繰越し昭和48年9月14日に竣工した。工事の内容は、盛土整地工の他、道路、駐車場工であった。この間当地方は夏期に大干魃に見舞われ2年続きの災害となった。盛土整地工事に関して、仮設水路を設置したが、これでは漏水して下流の水田に配水することができず、地元耕作者からの苦情に工事関係者は難渋するところが多かった。

昭和48年度工事分は、昭和48年10月23日着工し、昭和49年3月25日完成した。工事内容は、 苑路工、排水工、会所工、橋工、芝工、 植栽工等である。 芝は計画では張芝の 予定であった が、経費の都合から実施の段階で種子吹付けとした。植栽のうち喬木には、シラカシ・アラカ シ・マテバシイ・カツラ・エノキ・ケヤキ・アカガシを混植し、境界の灌木帯には、ツツジ・ トベラ・アセビ・サツキを混植した。この年度は石油危機があり、異常な物価高の影響で資材 労務費などの高騰があった。



第8図 整備工事状況(苑路工)

昭和49年度は東西の苑路よりも北側部分と建物跡が整備の主な対象であった。北側に続く素堀溝、苑路工、芝工、植栽工、政庁後殿・後官方衙・柵雑舎の各建物工や案内板、説明板、焼杭にショロ縄を2段通した囲柵の設置等の工事をした。

さらに、見学者に出雲国庁跡を理解 しやすくするために政庁後殿、築地、 玉石溝、後方官衙等に地上高さ120cm 幅80cmの遺構説明板8基を設置した。この他、出雲国分寺跡や大草古墳群等への行先を示す方向標示板2基を設けた。

素堀溝のソイルセメントは、昭和48年度工事では真砂土に固まりがあるものを使用したため、冬期に凍結し壁面が剥離するなどの不都合が生じた。この反省にたって、昭和49年度工事では、真砂土に松江市忌部町産のふるいにかけた良質のものを選定した。そして、冬期凍結から壁を保護するために、農耕用ビニールを被覆し、そのうえに水を張った。

植栽工においては、東側の灌木帯のところでは水の留水が起こり根窝れした。これに対処するため、水切用に上底幅50cm、下底幅20cm、深さ15cmの素堀水路を灌木帯から30cm離して作った。

なお、政庁後殿の一部 $(63m^2)$ は六所神社有地であるため、神社側と交渉をし、昭和49年度は無償借地それ以後は有償借地とすることで協議が整いその部分の工事も実施した。

工事は各年度とも県土木部の都合で島根県土地開発公社の設計・監理において実施した。また請負は3年とも十和建設株式会社であった。3年にわたる工事の関係者は次のとおりであった。

出雲国庁跡環境整備事業関係者名簿(昭和47年度~49年度)

指導 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調香部

部長 坪井清足 鈴木嘉吉 計測修景調查室長 牛川喜幸 考古第一調查室長 町田 章 技官 田中哲雄 佃 幹雄

施行 島根県

知事 伊達慎一郎

土木部計画課長 河上 敬 計画係長 三浦宏仁 西田武夫 技師 黒田儀重 荒薦昌裕 松江土木事務所長 山本博二 大谷 究 内部富義

設計·監理 島根県土地開発公社

事務局長 永田鉄雄 総務課長 永瀬 栄 技術第一課長 吉田 勇工事第一係長 田代正夫 技師 平野徳重 古川厚三 槇野幸次

請負 十和建設株式会社

社長 青砥本一 工事部長 細木博美 現場主任 三代義男

事務局 島根県教育委員会

教育長 藤原恭一 大久保正厚 社会教育課長 田部 勲 文化課長 尼崎正義河田 巧 主查 石塚尊俊 課長補佐 岡田穂積 田辺善一 主幹 藤間 享文化財保護主事 近藤 正 門脇俊彦 長谷川清 庶務担当係長 竹内 豊永瀬忠治 主事 勝部 昭 前島己基 宮沢明久 横山純夫 川原和人

(勝 部)

■整備に伴う調査

1 経過 当初の設計では原地形に盛土をし遺 構を痛めることなく環境整備工事が出来ること となっていたが、水田に盛土をしたため水分が なくなり旧地表面レベルが下がり遺構を若干破 壊することとなった。

3年にわたる工事のうちで第 $2 \cdot 3$ 年度目の素堀溝の工事に影響を生じた。第2年度目の工事中に気づいたが、この年はわずかに遺物を採集するに留った。

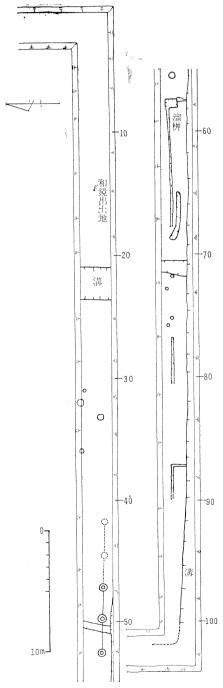
3年度目の北側素堀溝工事施行にあたっては 工事に平行して調査を実施することとした。12 月から1月の不順な天候に加えて全工程期間調 査をすることができず意を尽す調査ではなかっ たが概要は次のとおりである。

2 検出された遺構 (第9図参照) 調査の対象となった北側素堀溝は幅2.5m、総延長約170mである。溝は西の南北方向溝から東西溝、東の南北方向溝へと続くものである。層位は上から盛土、耕土、バラス、粘土 (=地山)となっており、遺物はバラス内と粘土層上部から発見されている。

西の南北方向溝の中には東西溝に連らなる溝があった。溝には三層の堆積が見られた。

東西溝では、溝の南部分に遺構の溝がわずかにかかり東の部分では、復原溝から外れてしまった。東の南北方向溝は果して復原したものと一致するかどうか確認しえなかった。東西溝の中で検出された須恵器片、平瓦を含む 2.7 m幅の溝があるいは東西溝にも連らなるものかもしれない。

東西溝の中で検出された遺構は、この溝のほかに東西方向に奈良時代の柱穴跡が3穴(遺構



第9図 北側東西素堀溝内遺構実測図

は保存)検出された。さらにもう2穴柱穴の痕跡と思えるものがあり都合東西4間の建物跡と推定される。柱穴は直径60~70cmの円形の堀り形に直径30cmぐらいの柱を埋設したもので柱の周囲には栗石を詰める式のものであった。3穴の柱間距離は280cmと260cmを測る。また、幅20cm、長さ9m以上の溝状遺構から続く80cm×70cm(深さ20cm)の長方形の溜桝があ



第10図 遺 構 検 出 状 況

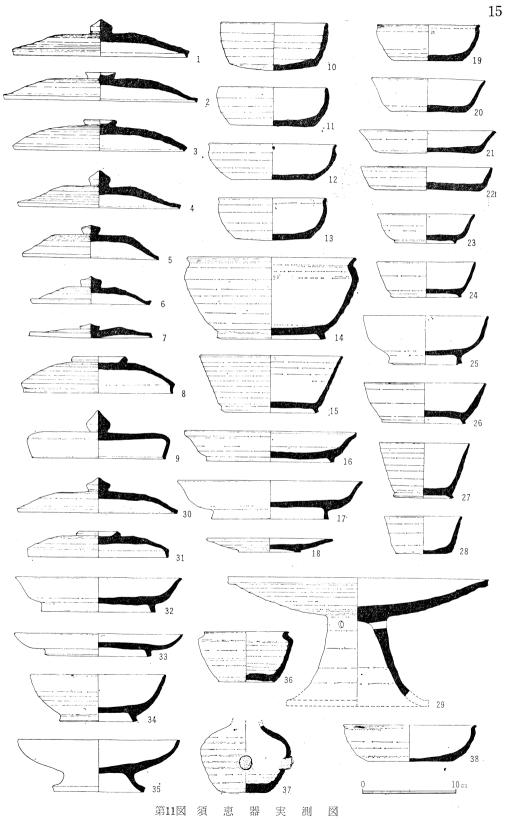
る。このほか小さい溝や中世の直径20cmぐらいの柱穴等が検出された。

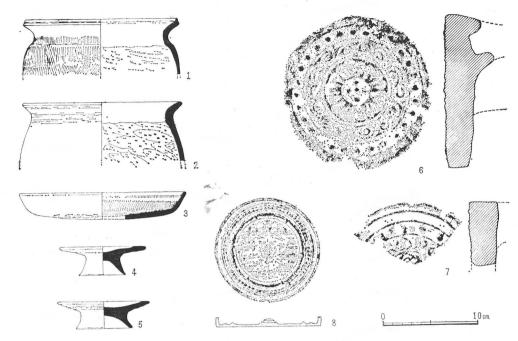
東の南北方向の溝の中からは、中世のかわらけや磁器類の検出とともに灰層が数カ所確認された。しかし、工事面のレベル以下には発掘しなかったのでその性格は不明である。

遺物は奈良時代のものを中心として古くは古墳時代、新しいものは中世におよんでおり、合わせてダンボール箱 3 箱ぐらいにのぼる。主要な遺物の出土状況は次のとおりである。和鏡は14.5m地点の灰黒色土層下で検出した。軒丸瓦は25m地点の粘土層上部から、「浄成」と墨書する須恵器・蓋は55m地点の遺構である素堀溝から、「少目」と墨書する須恵器片は85m地点から検出した。 (勝 部)

3 遺物 このたびの整備事業で発見された遺物の種類は、瓦・須恵器・土師器・陶磁器・硯 片・碧玉片・水晶・和鏡などである。

須恵器(第11図)は出土遺物中量的に最も多い。器種は、蓋・环・高环・皿・ 횮など がある。蓋は形態上 5 種に分けられる。蓋Aは、口径17~18.5cm、 高さ3.8cm 前後の比較的大形のもので宝珠つまみをもつ。縁端部は直立するもの(1)、わずかにつまみ出したもの(4)、全く屈曲のないもの(30)がある。蓋B(2)は蓋Aと同じつくりであるが頂部の上面に凹んだ扁平なつまみがつく。蓋Cは頂部に丸味をもたせてロクロ削りをおこない、外傾する環状つまみをつける。縁端部は直立するもの(8、31)、わずかに屈曲するもの(3)がある。 蓋D(5、6、7)は口径13~14cmの小形のもので頂部に宝珠つまみをつける。ロクロ削りは粗雑で範囲もせまい。頂部平担面に糸切り痕をそのまま残しているもの(6)もみられる。縁端部はやや肥厚して若干屈曲する。蓋E(9)は平坦部の面積が広く、やや直立ぎみにカーブして口縁端に至る。頂部には宝珠形のつまみをつけるが平坦面はロクロ削りが全く施されていない。坏Aは底部が糸切りのままで、底面が凹むものが多い。口縁部は単純におわるもの(10、11、20)と、ややくびれたのち外反するもの(12、13、19、38)がある。环B(15、23、24、26、34)は底部を糸切りしたのち低い高台をつける。皿も高台がつくもの(16、17、32、33)





第12図 土師器実測図及び瓦・和鏡拓影

と、つかないもの(21、22)があるが底部はすべて糸切りのなされたものである。

これらの須恵器は胎土に粗い砂粒を含み、なかには焼成温度の低い製品もみられる。蓋では頂部に粗雑なロクロ削りをおこなうものから糸切痕を残すものまでみられるが、緑端部の内面にかえりをつけるものはない。坏・皿についてはほとんど糸切りの手法がつかわれている。こうしたことを併せ考えると、これらは大半出雲国庁跡出土須恵器の編年でいう第3形式から第5形式の範疇に含まれ、なかには一部それ以後にまで降るものもあるとみられる。器種、器形、技法等さらに細かくわけることも可能であろうが、層位的に把握された資料でないためここでは最小限の分類にとどめておく。

なお、注目すべきものとして聴の円孔に栓をした状態のもの(37)が出土している。この聴は口頸部を欠き、円孔に木製の栓がはめこまれており、内部全面および外面肩部に漆が付着していた。また、頸部の割れ口にも漆が付着している。これは漆を入れる容器として意識的に口頸部を欠いたことを意味するものと考えられる。一般に漆は保存する場合にも、使用する場合にも口の開いた容器に入れた方がより機能的であるといわれる。にもかかわらずこうした口頸部のしまった形のものが用いられていることは、古代漆の使用法に何らかの特殊な手法があったらしいことを示唆するものかもしれない。また、従来聴の用途としては、円孔に中空の管を挿してこれから液体を外に注いだものであることが推察されているが、そうしたなかで今回国庁跡から出土した聴のように円孔に栓をしたものがあることは聴の実際の使用法を知る1つの例として注目されよう。

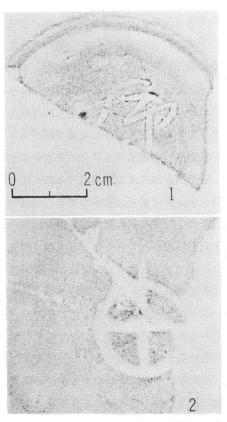
土師器(第12図 $1 \sim 5$)の出土量は須恵器に比してきわめて少ない。器種は皿、甕、小形台付坏などである。皿(3)は焼成前に赤色塗彩をほどこし、かつ内面に暗文をいれる。 甕は「く」の字状にゆるやかに弯曲する口縁部をもつもの(2)、 その先端をややつまみ出したもの(1)がある。口縁部はヨコナデ、内面頸部以下はヘラ削り、外面は粗い刷毛目調整がなされる。胎土は精選され、焼成も比較的良好である。

墨書土器(図版XII— $1\sim8$)には「浄成」、「石□」、「□女」、「大」、「少目」のほか判読しがたいものが数点ある。へう書土器には「市□」(第13図—1)と読めるものがある。 そのほか「 $\stackrel{1}{\oplus}$ 」印のスタンプ文を有するもの(第13図—2)がある。「浄成」、「石□」、「□女」などは人名の可能性があり、「少目」は四等官制における国司の官名である。 美作国府跡でも同様の墨書土器が発見されている。「 $\stackrel{1}{\oplus}$ 」は「由」または「甲」を記号化したものであると考えられる。「由」を記号化したものとすれば一種の窯印であろう。というのはへう書きで「由」と記されたものが松江市忌部町湯峠窯跡から出土しているからである。また、昭和45年の国庁 跡調香時にも同種のへう書き土器が発見されている。

瓦の出土量はきわめて少なかったが、瓦当文様の判るものとして軒丸瓦 2種がある。 A類

(第12図―6)は、内区に複弁蓮華文を陰刻風に表現し、凹みのある中房には1+4の蓮子を入れる。外区は圏線で画し、硬化した変形唐草文と珠文を配す。B類(第12図―7)は小片で、内区の文様も判然としないが、外区は圏線で画され著しく便化した変形唐草文と珠文があらわされている。また瓦当面には型破れの傷痕が観察される。この種の軒丸瓦は出雲国分寺跡、国分尼寺跡から出土し、また先の出雲国庁跡の発掘調査でも得られ、それらは型破れ痕も一致していることから同笵のものとみられる。

和鏡(第12図-8)は昭和49年度調査(第9図)で出土した。径11.2㎝を計り、鏡胎は比較的厚手で重量は305分。鏡背の図文は断面三角形の界線によって内区と外区に分かたれる。中央に亀形鈕をおき、内区は上・中・下の3つの図案から構成されている。すなわち、上段には車輪松を図化したものを3個併列させ、中段は右に楼閣、左に車輪松を配し、天空には雁行する10羽の鳥が表出されている。そして下段には双雀が描かれる。外区は内側から櫛歯文帯、二重円文帯、櫛歯文帯を



第13図 ヘラ描・印刻土器拓影

めぐらし、直角式の中縁におわるいわゆる擬漢式鏡と呼ばれるものである。鏡 胎 の 厚さ、 図 案、縁の形式等からこの鏡は室町時代初期のものとみられる。

(松 本)

註

- 1 「出雲国庁跡発掘調査概報」松江市教育委員会 昭和46年
- 2 「美作国府」『中国縦貫自動車道関係発掘調査報告書6』岡山県教育委員会 昭和48年
- 3 「山陰の須恵器」『山陰古墳文化の研究』山本 清 昭和46年
- 4 1に同じ

IV 今後の問題点

八雲立つ風土記の丘の要ともいうべき史跡として出雲国庁跡の環境整備を実施し、その竣工 をみたのであるが、今後に残されたいくつかの問題を挙げておきたい。

- ①整備完了後の問題としてまず今後の維持管理が考えられる。植栽樹種の補植・剪定、芝生の刈込・除草、ソイルセメント溝の養生・補修・清掃など充分な継続した管理が必要である。
- ②また、便益施設として便所は昭和50年6月末竣工を目途に県単事業で建築中であるが、この他利用状況に応じて、休憩施設、水呑場、照明燈などの設置をする必要がある。
- ③次に、見学者のために出雲国庁跡への進入路を整備する必要がある。風土記の丘センター 入口から分かれて国庁跡に至る道は狭くて、車の交差が出来にくいという理由から路線バスを 除く大型車は進入禁止の交通規制があり、見学者のためには十分とはいえない。道路の拡幅、 未舗装部分の舗装等を早急に実施する必要がある。
- ④遺構復原による環境整備の基本的立場は発掘調査にもとづくものであるが、出雲国庁跡の場合は、発掘調査は環境整備をした部分の約半分にも満たないものである。政庁はその遺構を近江国庁跡発掘例に照らして推定復原し、後方官衙は、西半分の発掘によって検出された遺構を左右対称とみて折り返し、東側を想像復原したものである。今回環境整備を実施したところは国庁全域におよぶものではないが、将来は計画的な発掘調査によって、国庁跡広くは 枉 北道、正西道などを含めた国府跡の全貌を解明し、整備地域の拡充をする必要があろう。

なお、今回溝工事に際して、その部分に限った調査をしたところ遺構、遺物の検出をみたのであるが、本来は、工事に先立って発掘調査を実施し、その結果に照らして例えば実施設計を変更するといった措置をとり、できるだけ遺構に即して復原整備をすべきところであった。

⑤近年、この国庁跡のある平野の縁辺部は他都市の例にもれず刻々と開発によって景観が変貌しようとしているけれどもできるだけ現状の環境に留めることが望ましい。このためには行政的な施策と相俟って、風土記の丘地域に居住する県民の方々の理解と協力に負うところが大きい。 (牛川・田中・勝部)

出雲国庁跡環境整備事業年度別経費収支一覧表

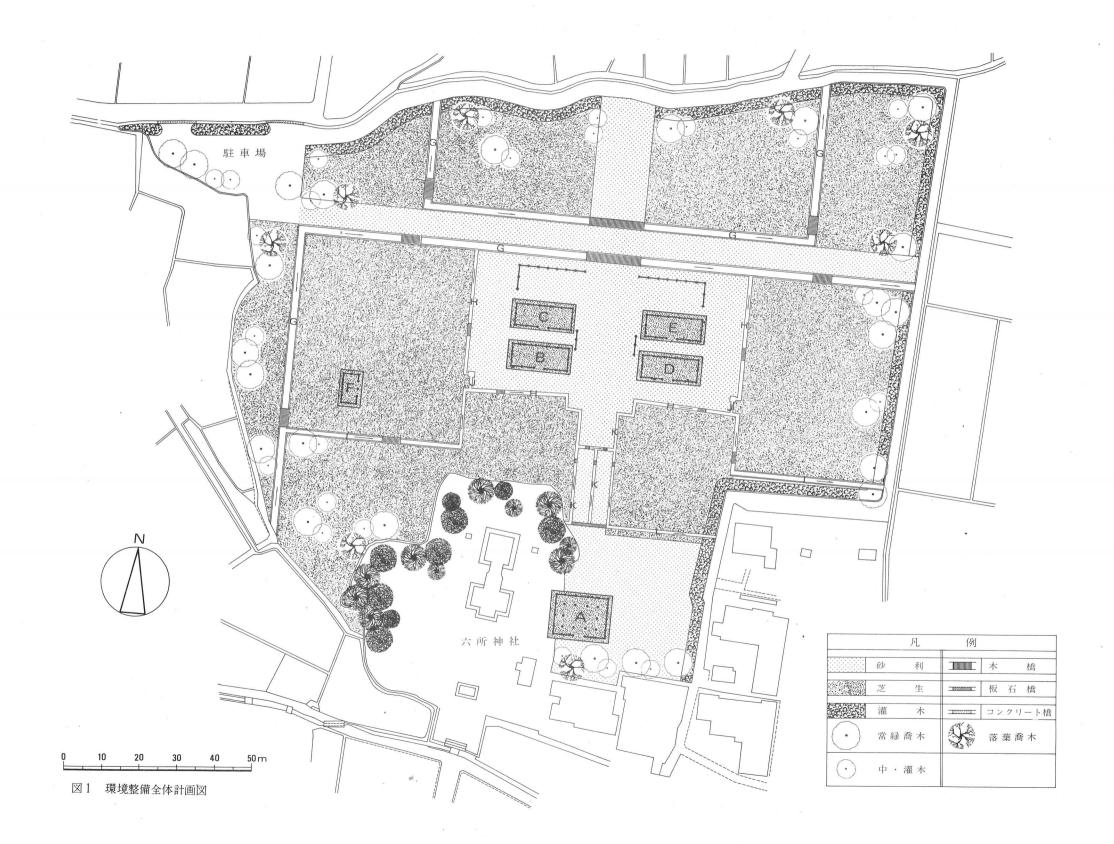
収 入

区	分	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	合 計	備考	与
国庫 利果費 負寄付金(, ,	7,000,000 7,001,540 0	10,000,000 10,000,000 0	14,600,000 5,420,000 9,180,000	31,600,000 17,543,540 9,180,000		
	計	14,001,540	20,000,000	29,200,000	63,201,540		
補助対象	象外経費	686,000	977,000	1,481,000	3,144,000	設計監理委託	料
合	計	14,687,540	20,977,000	30,681,000	66,345,540		

支 出

区 分	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	合 計	備考
工事請負費	13,732,000	19,627,000	28,152,000	61,511,000	
直接工事費	10,467,079	14,895,083	22,125,000	47,487,162	
盛土工	5,385,438				
整地工	1,196,765				
道路工	2,652,134				
駐車場 工	671,550				
駐車場入口溝工	508,248				
排水工	52,944	5,959,174	1,018,000		
苑 路 工		1,996,620			
橋 工		1,498,124	872,000		
芝工		1,443,365	817,000		
植栽工		3,997,800	2,418,000		
溝 工			2,361,000		喬木、灌木
建物工			10,476,000		
柵 工					
雑工			759,000		案内板説明板等
残土処理工			323,000		+ 洛/尼亚弗珀坦德
間接工事費	3,264,921	4,731,917	6,027,000	14,023,838	共通仮設費現場管 理費一般管理費等
事 務 費	269,540	3,730,000	1,048,000	1,690,540	
計	14,001,540	20,000,000	2,920,000	63,201,540	
設計監理委託料	686,000	977,000	1,481,000	3,144,000	
승 計	14,687,540	20,977,000	30,681,000	66,345,540	

図 面・図 版



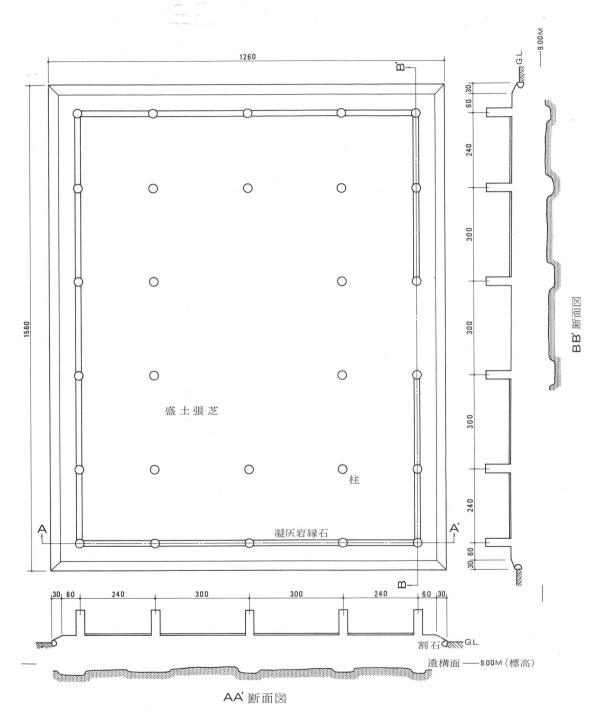


図2 A建物 (政庁後殿)

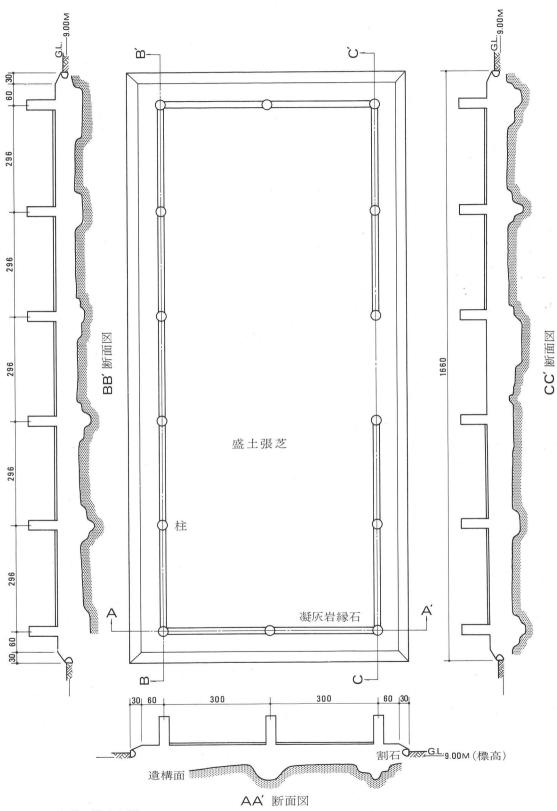
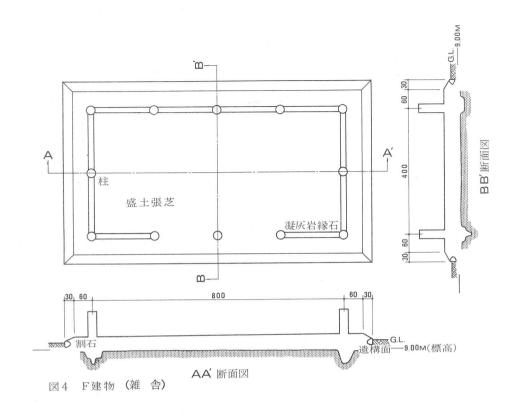
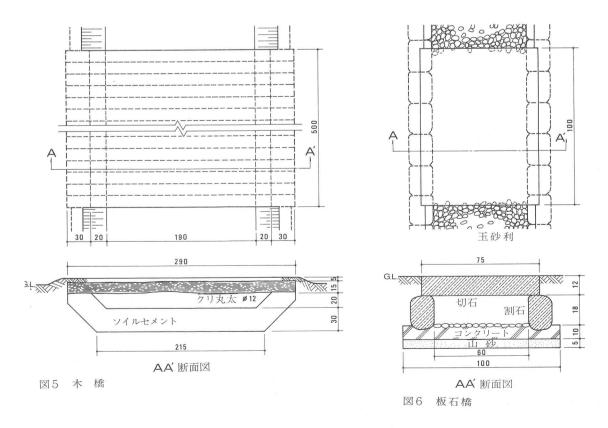


図3 B建物 (後方官衛)





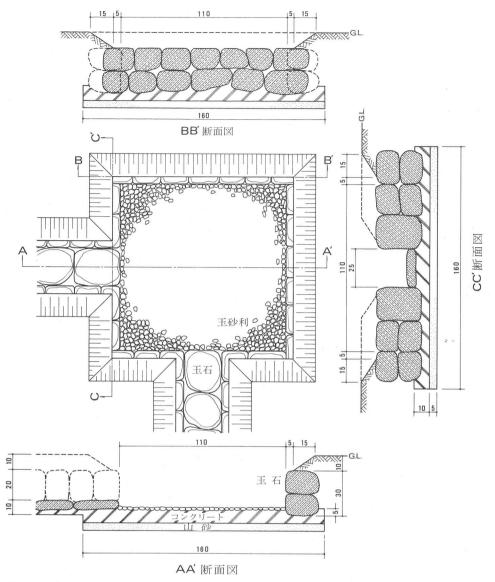


図 7 会 所

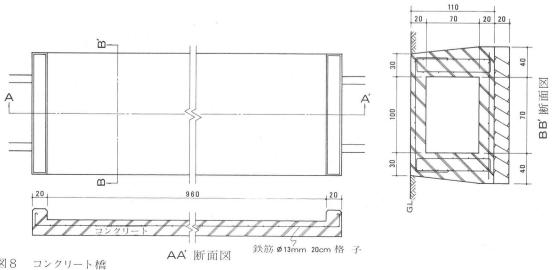
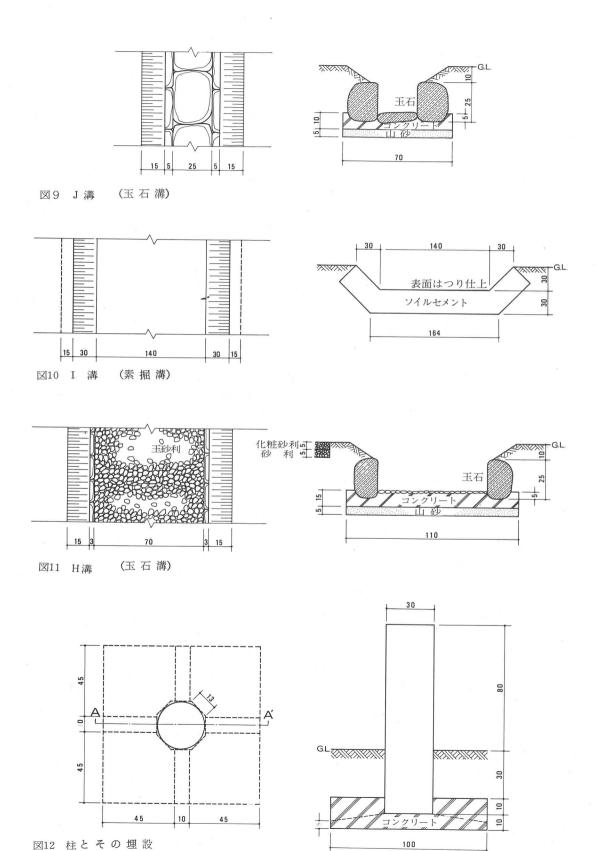
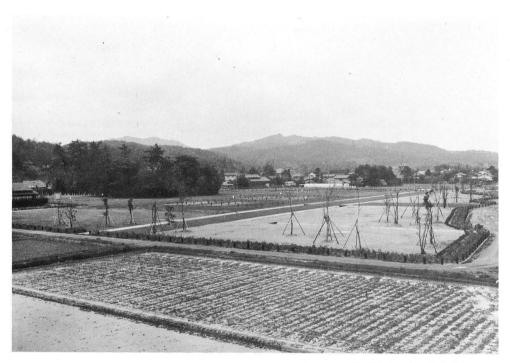


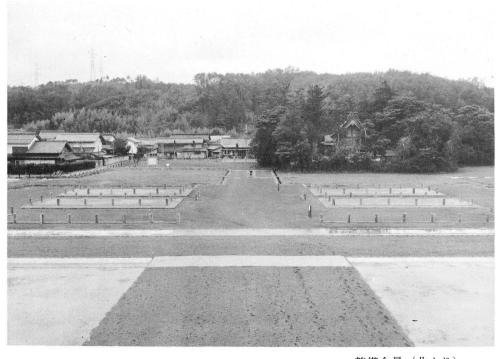
図8



AA' 断面図



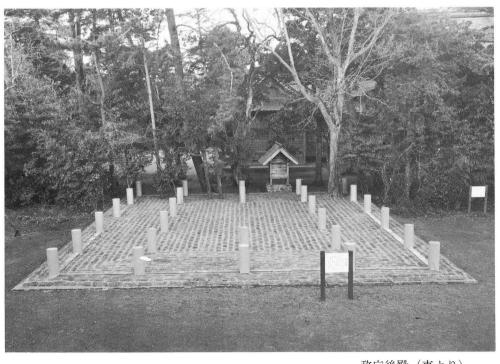
整備全景 (東北より)



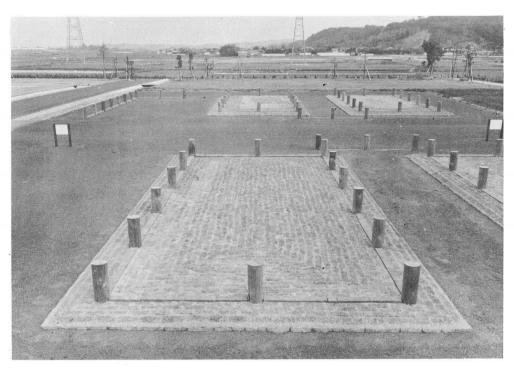
整備全景(北より)



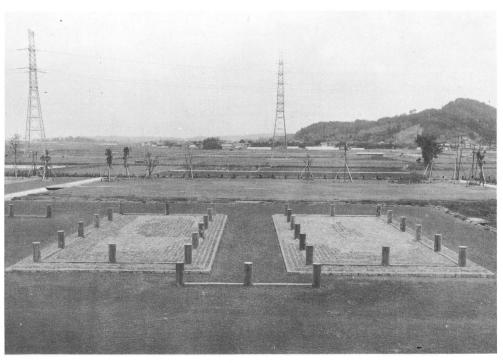
政庁後殿 (北より)



政庁後殿 (東より)

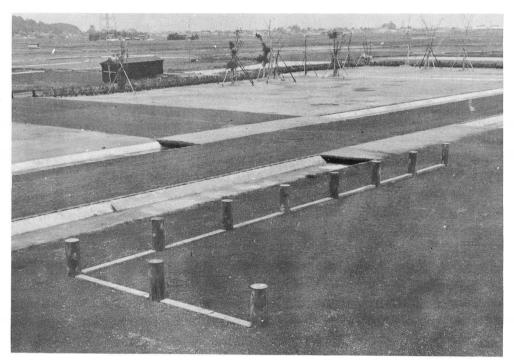


後方官衙 (西より)



後方官衙 (西より)

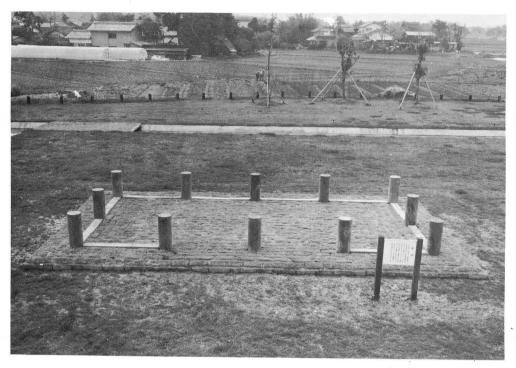
図版IV



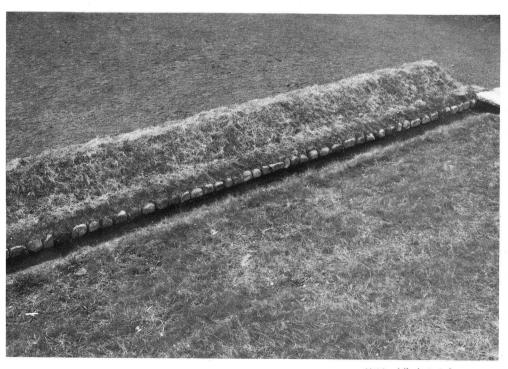
栅 1



₩ 2



雑舎 (東より)



築地 (北東より)

図版VI



政庁後殿詳細



後方官衙建物詳細





図版Ⅷ



南北大溝



東西大溝



玉 石 溝



会所と玉石溝

図版Ⅷ



丸太橋 (玉石溝)



板 石 橋



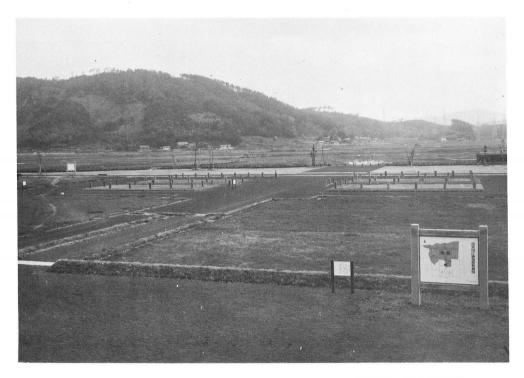
丸太橋(ソイルセメント溝)



方向標示板



遺構説明板



説明板・案内板位置



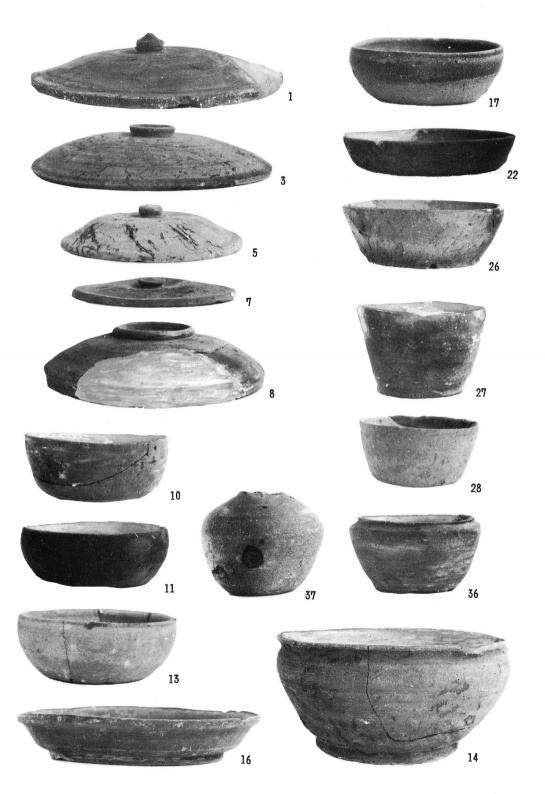
説 明 板



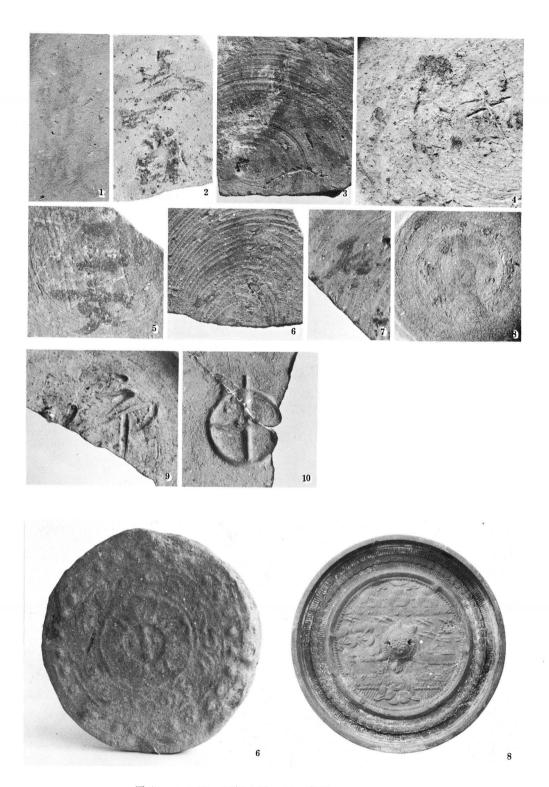
案 内 板



植 栽 (喬木、灌木)



須恵器



墨書・ヘラ描・印刻土器・瓦、和鏡

史 跡 出 雲 国 府 跡 環 境 整 備 報 告 書

昭和50年3月25日 印刷 昭和50年3月31日 発行

> 編集·発行 島根県教育委員会 松江市殿町1番地

> 印 刷 株式会社 報 光 社